

発行責任者 井口 雅文

発 行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I JAPAN <http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014 [地図](#)

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当: 矢守章子・有吉文・井口文絵)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを10月25日付けで更新しました。

(再送: 弊所ホームページ「特許出願の留意点」について改訂しました。)

今年本稿でとりあげた留意点について、取り纏めて、修正実体審査や国内移行の翻訳書提出期限などについての留意点として加筆修正しましたので、ご覧ください。

http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php

(タイのマドプロ加盟情報)

マドプロへの加盟がタイ国会で承認されました。これにより本格的に商標法改正の準備が行われると見込まれますが、未だ商標法改正案が国会審議にかかっていない状況です。従って、マドプロへの加盟及び発効はこれまで確約しているとおり2015年となるか、それより早く来年となるかは全く予想できない状況です。しかしながら、この国会承認は非常に大きな一歩と言えます。この現状把握はタイ政府知的財産局内でのヒアリングの結果です。

～編集者より～

昨年タイ洪水から一年が経つ。丁度、昨今の頃は大きな時期だった。が、今年は、ダム
の水位がそれほど増加してないと報道されている。どうやら無事に年を越せそうな気がする。

最近バンコク近郊の工業団地に行つての仕事が多くなりつつあり、つい先週にもバンコクから
東へ車で一時間半、アマタナコン工業団地(<http://www.amata.com/Japan/industrial.html>)へ行つ
て来た。この工業団地は、タイの工業団地(約 40 ヶ所あるが)の中でも、特に有名な工業団地で
ある。また、日本企業が多く進出していることでも知られている。が、むしろ日本では、この工業
団地の中に設置されているゴルフ場(アマタスプリング CC)が石川選手などの有名ゴルフファ
ーが賑やかに参加することで有名である。昨年の洪水で、この団地(特にバンコク東部の工業団地)
の洪水被害が全く無かったことで、さらに注目され、団地の拡張工事が大々的に進んでいる。ゾ
ーン1が最初に出来た団地だが、今ではゾーン8や9と言った遠隔地まで広がっており、その団地へ
の進出希望企業は急増していると伺った。

ちょっと紹介をしておきたいが、日本では余り知られていないが、この団地の入り口脇に、
Thai-German Institute (<http://www.tgi.or.th/index.php>)があり、主にドイツからの技術移転のト
レーニングを推進している組織がある。もう 10 年程前になるが、私もこの施設を利用してタイの
知財セミナーを行った思い出がある。また、この工業団地の一画には、東京都大田区が区内
の中小企業向けに開発した区画があり、大田テクノパーク(<http://www.pio-ota.jp/torihiki/thai.html>)と呼ばれている。プロジェクト開始当初より私も関与し
たが、すでに数年が経過し、6社が入居している。長期のプロジェクトだが、毎年着々と進行して
いることを聞くにつけ、大田区の職員の方々や区長の松原氏のご苦勞に頭が下がる思いである。

さて、話が変わるが、今年9月3日の大統領令により、インドネシアでも医薬品の強制実施権(正
確に強制実施権と言えるかどうかは不明だが、勝手な解釈だが、政府介入による実施(特許法第
99条から103条))が設定された。6つの医薬品につき、全てその特許権の権利期間終了まで、
実施企業の純販売額(net selling value)の 0.5%を権利者に補償金(compensation)として与える
というもの。

(以下、インドネシア特許法 2001 年版、日本特許庁訳)

第 99 条

- (1) 政府が、インドネシアにおけるある特許は、国の防衛及び安全保障を遂行するために極
めて重要であると判断した場合、政府は当該特許を自ら実施することができる。
- (2) ある特許を政府自ら実施するための決定は、大臣及び当該分野の担当大臣又は管轄機
関の長の意見を聴取した後、大統領令によりなされる。

特許権の政府介入による実施という手段は、米国法にもあり、それほど違和感を感じないが、やはり対象医薬品が次第に増えていくのではないかという恐れを感じる。タイの特許法にはこのような政府介入による強制実施権は無いが、むしろインドネシアの方が、大統領令なので責任の明確化がなされているので、透明感を感じる。いずれにせよ、医薬品の強制実施権の課題は、今年に入り、インドに始まり、中国などの新興国各国が次第にその実施体制を整えつつあるのを感じた次第である。

～シンガポールの高級ホテルチェーンが商標事件で敗訴～

シンガポールの六つ星ホテル St Regis Singapore は、同ホテルの名称と 2010 年にシンガポールにオープンした四つ星ホテル Park Regis Singapore の名称が関連していると公衆が混同するとして、昨年商標登録局に Park Regis の名称の商標登録を中止する請求を行い成功した。同ホテルは更に Park Regis が St Regis ブランドに対しパッシングオフを行ったとも主張したが、これは認められなかった。Park Regis は上訴し、シンガポール高等法廷は Park Regis に名称を商標登録することを認めた。高等法廷は商標登録局の決定を覆し、双方の名称には類似点があるが、混同が生じる可能性はないと判決した。先週行われた判決では、双方の商標は外観が非類似で、両者が系列下にあると考えるには疑いが残るとされた。高等法廷での裁判は、Park Regis を持つオーストラリアのホテル事業者 Staywell Hospitality Group 対米国の Starwood Hotels and Resorts Worldwide とその子会社の Sheraton International の間で行われた。Sheraton International は St Regis の商標を世界各国で所有している。

(2012 年 10 月 16 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイへの米国からの投資について在タイ米国商工会議所会頭が政局安定による投資拡大可能性を示唆～

在タイ米国商工会議所 (Amcham) の Joe Mannix 会頭はネーション紙との単独インタビューに答え、ASEAN 経済共同体の強い結び付きと成長する Asia への外国投資が流入する中、タイがビジネス環境を整え洪水防御計画を厳格に実行するのにこれ以上の好機はないとし、タイは既に米国の投資先上位の一つであるが、現在の政局安定で更なる投資誘致と事業拡大が可能だと話した。今年 Amcham が ASEAN 諸国で行った調査によれば、ASEAN 加盟国の中で唯一タイに対し、米国事業者は政局安定に懸念を表明していた。しかし現在政局は安定しており、政府はタイの競争力を高めるため多くのことができると Mannix 氏は話し、現行の量的金融緩和政策 (QE3) の後、米国企業はタイを含むアジアへの投資を増やしビジネス拡大に関心を向けるだろうと説明した。ASEAN への投資の高い伸びに伴い、Amcham はラオスに支部を開設した他、ミャンマーで及びミャンマーとビジネスを行う米国企業を支援する支部の編成に在ミャンマー米国大使館と緊密に協力している。タイでは米国や他の国の投資家にとって最大の問題点の一つが水管理と洪水防御である。Mannix 会頭は米国企業は水管理を注視しており、今年事業の中断がないようにする独自

の計画を立てていると話した。日額最低賃金が 300 バーツまで上昇し企業の中には影響を受けるところもあると予想されるものの、人件費は投資を検討する多くの材料の一つに過ぎないと Mannix 会頭は説明する。ほとんどの米国企業は既に最低賃金よりも高額な給与を支払っている。政府はまず Foreign Business Act を改正しサービス部門への制約を解くことである。この他 Amcham は透明性の向上、汚職の減少、関税法の改正、知的財産に対する意識向上、インフラ整備の継続、及び産業成長支援をタイに期待している。

(2012 年 9 月 24 日、タイネーション)

～タイのノンタブリー県でリーバイスの偽造品 4,000 着近くを押収～

タイ当局はノンタブリー県の 2 地区で別々に行われた強制捜査で、リーバイスのジーンズの偽物 4,000 着近く推定 500 万バーツ相当を押収した。知的財産局の Nirut Phattanarat 氏によれば、ジーンズはバーンブアトーン郡の Shinpet 居住区の住宅に保管されていた一方で、ミシン他の機材はバーンブアトーン郡とサイノイ郡の 2 軒の住宅で発見された。警察はジーンズを製造していた疑いで Charoen Phromchuai 容疑者 38 歳を逮捕した。警察によれば同容疑者は罪を認めているという。(2012 年 9 月 29 日、バンコクポスト)

～ベトナムがハイブリッド米の種苗への割り当て面積を拡大する計画～

ベトナムのハイブリッド米の生産と耕作は過去数十年で急増した。しかし農家は未だハイブリッド種苗の少なくとも 70%を主に中国から輸入しなければならないと農業の専門家は話す。需要に応えるため、農業・農村開発省はハイブリッド F1 種苗に割り当てる面積を現在の 2,000 ヘクタールから 2015 年までに 5,000 ヘクタールに拡大する計画を打ち上げた。この他ベトナム政府は国内で生産される品種の品質を向上させるために民間及び国営企業並びに研究機関に資金を提供する予定である。ベトナムは 1991 年に F1 ハイブリッド種の作付けを開始した。この品種は同系交配の品種よりも高収量で病気への抵抗力がある。この品種の作付面積は 2009 年までに 70 万ヘクタールにまで増加した。農業・農村開発省の Plant Cultivation Department によれば、これによりベトナムは食糧安保を確保しただけでなく、中国、インドに続いて世界第三位のハイブリッド米生産国となったということである。ハイブリッド米種は主に中部と北部で使用されており、栽培が容易なことから同系交配の品種よりも農家に人気がある。しかし昨年ベトナムのハイブリッド米の作付面積は 55 万 9,000 ヘクタールにまで減少し、1 ヘクタール当たりの生産高は 6.19 トンで、ベトナム全土の米作付面積の 12～15%であった。

(2012 年 10 月 2 日、タイネーション)

～タイ-EU FTA 協定案で Trips プラスによりタイが不公平に扱われているという懸念を受け通商交渉局が調査予定～

活動家らからタイが不公平に扱われているという懸念が挙がったのを受け、タイ通商交渉局はタイ-EU FTA の条文を他国のものと比較することに合意した。Piramol Charoenpao 局長は、EU はイ

ンド等複数の国との FTA でいわゆる Trips プラスの条項を要求しないことに合意したという活動家らの主張について、職員が調査する予定であると話した。通商交渉局はまた、タイ-EU FTA の最初の協定案と EU がシンガポールやベトナム等と他国とこれから締結する協定とを比較する計画である。Piramol 局長は、同局は何らかの結論を出す前にあらゆる利害関係人を招いて協議を行うとし、FTA は win-win の状況を作り出さなければならず、利益が損失を上回らなければならないと話した。Thai Network of People Living with HIV/Aids のメンバー500 名がタイ-EU FTA に反対するため昨日商務省に集まった。メンバーらはこの協定は患者が生命維持に必要な薬を入手する妨げとなると言う。このグループは、Trips プラスという、WTO の Trips 協定を超える厳しい条項が数多く追加されていると懸念を表明している。例えば、データ保護、特許保護期間の延長、及び IP 保護エンフォースメントの厳格化などがタイ-EU FTA には盛り込まれている。こうした中、発展途上国の市民団体や患者団体向けに新しいオンラインリソースが昨日 10 月 2 日、国境なき医師団により立ち上げられた。この特許異議申立データベースは市民団体が特許異議申立を行う道を開くもので、www.patentoppositions.org からアクセス可能である。10 月 2 日は 10 年前に Aids Access Foundation とタイの HIV 感染者 3 名による請求を受け、タイ知的財産及び国際取引中央裁判所が当時の HIV 主要治療薬のディダノシンの特許を無効とした画期的な決定から 10 年目にあたる。(2012 年 10 月 3 日、バンコクポスト)

～タイ知的財産局で知的財産ユースキャンプ事業のオープニングセレモニーを実施～
パッチマー タナサンティ知的財産局長が議長となり、知的財産ユースキャンプ事業のオープニングセレモニーが行われた。このキャンプは 2012 年 10 月 8 日から 12 日までドンムアンの We-Train International House で実施される予定で、知的財産及とクリエイティブエコノミーに関する知識と理解の向上を目的としている。セレモニーにはこのキャンプに参加する基礎教育課程の生徒と教師 200 人が出席した。
(2012 年 10 月 9 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～第 50 回世界知的所有権機関加盟国総会(WIPO GENERAL ASSEMBLY)～
2012 年 9 月 29 日から 10 月 10 日まで、スイスのジュネーブで開かれた第 50 回世界知的所有権機関加盟国総会にパッチマー タナサンティ知的財産局長一行が参加した。この会議は WIPO の事業報告、事業計画及び予算についての協議を目的としたもので、知的財産局の高官は OHIM、AWGIPC、JPO、EPO 及び WIPO 等他組織との分科会にも参加した。
(2012 年 10 月 9 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ企業のアジア新興成長市場における課題はイノベーションの能力～
アジアの新興成長市場において、タイ企業にとっての課題は輸出だけではなく、顧客に反応を示すイノベーションの能力である。イノベーションについての議論はほとんど最先端技術の研究開発に焦点が当てられてきたが、タイはこれに遅れを取っている。例えば、2011 年の研究開発費は

GDP 比で韓国が 3.22%、シンガポールが 2.25%、中国が 1.44%であったのに対し、タイは約 0.2%であった。更に民間企業の投資における研究開発費の割合は韓国が 77%、台湾が 76%、シンガポールが 66%であるが、タイは 34-45%となっている。

(2012 年 10 月 17 日、タイネーション)

～タイバンコクで偽造品の強制捜査が行われ、腕時計やハンドバッグなどの偽造品を多数押収～
バンコクで強制捜査が 3 件行われ、偽造品が多数押収され容疑者が一人拘束されたと特別捜査局 (Department of Special Investigation, DSI) が発表した。最初の強制捜査は Thung Kru 地区の住宅で最近行われ、腕時計 540 点 250 万バーツ以上相当が押収され、住宅の持ち主が拘束された。関係する 2 件の捜査で、特別捜査局は Ram Intra 通りの住宅 2 軒の家宅捜索を行い、ハンドバッグ 400 点近く、100 万バーツ相当が押収された。特別捜査局知的財産担当部長の Chinachote Daengsuresri 氏によれば、この捜査では逮捕者は出なかったとのことである。一方犯罪抑制局では、火曜に Samphanthawong 地区でオンラインギャンブルサイトを運営していた容疑で 2 名を逮捕した。

(2012 年 10 月 18 日、バンコクポスト)

～タイの家族経営の水産会社が違法ソフトの使用で米国で罰金を科せられた～

米国マサチューセッツ州で家族経営のタイの水産会社 Narong Seafood Company Ltd が不公正な取引慣行で罰金を科せられた。この事件はタイの輸出業者は違法ソフトの使用により罰金を科される可能性がある」と警鐘を鳴らしている。米国の新しい不正競争防止法は違法に入手した情報技術 (IT) を使用して製造された商品の輸入を禁止しており、タイの輸出業者はこの法律を遵守しなければならないと話す。米国の約 39 州で IT 侵害との戦いのために規定を厳格化した不正競争防止法が通過となったか、あるいは通過準備の段階にあると同氏は話している。この法律は、ライセンスのないソフトウェアを使用し米国企業に対しコストの優位性を不正に享受している外国企業を、罰金や米国市場への輸入禁止などを含む最も厳しい罰則をもって罰することを目的としている。タイの弁護士らはタイの輸出業者に対し使用しているソフトウェアが合法的なものであるか確認するよう勧めている。使用しているソフトがその会社の製品やサービスに無関係であっても、捜査と罰金の対象になり得る。Narong Seafood Company Ltd は新しい法律の最初の「犠牲者」の一つである。Wiramrudee 氏によれば、不正競争防止法違反でタイ企業が訴えられている訴訟中の事件が他に数件あるということである。今年初め米国マサチューセッツ州は Narong 社が適切なライセンスフィーを支払わずに海賊版ソフトを違法に使用し、不正に米国内に商品を持ち込み販売したと申し立てた。マイクロソフト社はマサチューセッツ州検事局に対し Narong 社はマイクロソフト社が著作権を持つソフトウェアを違法に使用したと報告した。マイクロソフト社は自身の Narong 社に対する訴訟を終えている。Narong 社の Managing director である Arthon Piboonthanapatana 氏は、同社は先週申立を解決するため 1 万ドルの支払いに応じたと話した。マサチューセッツ州との合意において、Narong Seafood は今後マサチューセッツ州に輸出する商品の製造又は生産に関

連しライセンスのないソフトウェアを使用しないことに合意している。Narong Seafood は創立 30 周年の会社で、Samut Sakhon と Hat Yai の二か所に近代的工場を持ち、海老、魚、イカ、コウイカの加工を行っている。主な市場は米国、日本、欧州、オーストラリア及びニュージーランドである。
(2012 年 10 月 23 日、バンコクポスト)

～タイの輸出業者は今 IP に関する行いを浄化する時～

マサチューセッツ州対 Narong Seafood の事件は警告として受け止められなければならない。タイの輸出業者は今、自社の IP に関する行いを浄化するよう通告され、米国や他の国の当局から処罰や告発と辱めを受ける危機にさらされている。タイは今後 IP 侵害について西洋諸国からかつてないほどの圧力を受けることになると予想される。米国はまもなく在バンコク米国大使館に IP 侵害の監視と訴追の試みだけを専門に行う大使館員を配属する予定である。

(2012 年 10 月 24 日、バンコクポスト)

～タイ政府内閣が TRIPS 協定 2005 年版の承認同意を要請～

商務省は医薬産業の振興とタイへの輸出機会の促進のための知的所有権の貿易に関する協定 (TRIPS 協定) 2005 年版の承認を内閣に提案する予定である。

この 2005 年版は、貧しい国々がより簡単に特許権を有した薬の廉価なジェネリック版を入手しやすくする権利制限行為を恒久的なものにするものだ。

現行の TRIPS 協定下では、幾つかの条項が、ジェネリック薬品を生成することが出来ない国々への強制実施権の下で、製造された医薬品の輸出の妨げになる可能性がある。

しかしながら、この 2005 年版は、効力を有するには WTO の 157 の加盟国のうち 3 分の 2 の国で承認されなければならない。現在、70 ヶ国が承認済みだが、少なくとも 105 ヶ国の承認が必要である。

この問題に関して知的財産局によって開催されたセミナーの後で、生産者や貿易業者を含む製薬業界からの参加者と同様に関連する政府機関も、タイが 2005 年版を受入れるべきことに賛同した。

商務省事務次官である Yanyong Phuangrach 氏は、TRIPS 協定 2005 年版を受入れることはタイに、廉価薬品の製造に対する強制実施権を公表することを許すものだと言った。

タイが 2005 年版を受け入れれば、強制実施された方法の下で HIV や心臓病のような重要な医薬を製造でき、貧しい患者を救うこととなる。以前は、強制実施権は特定の状況で短い期間においてのみ公表された。

米国・EU・スイス・カナダ・韓国・日本・中国・インド・ブラジル・シンガポール・フィリピン・インドネシア・カンボジアを含む WTO 加盟国はその 2005 年版を既に受け入れている。

(2012 年 9 月 12 日、タイネーション)

～タイで HIV 患者と FTA 監視グループが、EUFTA 会議の中で TRIPS 協定に関し、WTO 同意の範囲を超える事例についての警告を強く要求～

エイズウィルスに苦しまされてきた人々は、EU からの著作権保護に対する最近の要求が、患者が廉価薬へのアクセスを困難にするとして、EU と一体の自由貿易交渉を慎重に進めることを政府に要求した。

約 30 人の HIV 感染患者と FTA 監視グループは、昨日、商務省に行き、EU との自由貿易協定に関する協議の間、政府が何を約束するかについて注意深くなるよう政府に要求した。

彼らは 政府は、世界貿易機関(WTO)知的所有権の貿易に関する協定(TRIPS 協定)の同意の範囲を超えるいかなる要求も受け入れるべきでないと述べた。

インラック・チナワット首相に提出された公開文書の中で、政府が EU 市場に輸出を希望している製品についての関税引き下げについてのみ関心を寄せているなら、タイは廉価薬へアクセスする機会を失うということに患者達は大いに懸念している。

その公開文書は、知的財産権の厳しい保護を約束した場合、タイはすぐに FTA から悪影響を被らないかもしれないが、国は薬が高価格となることから大きな損失に直面するだろうと述べた。

公開文書は、国民健康予算の 70%が毎年薬に費やされていることについて指摘した。その総額は大幅に上昇し、長期的にタイへ影響を及ぼすものだ。

活動家たちは、タイの経済や社会福祉に影響をもたらす可能性のある他の国との合意あるいは市場の自由化についての約束をする前に、政府に憲法への順守を要請することを要求した。

タイ政府当局によれば、タイと EU との FTA 交渉の 1 回目はまだ正式に開始していない。

交渉計画案は、憲法下での内閣と国会の承認を待っている。

50 人以上の公聴会は、国民と関連民間企業からの関心や意見を聞くため実施された。タイと EU の第 1 回目の交渉は来年早々に開始する予定である。

(2012 年 9 月 21 日、タイネーション)

～タイでの洪水防御策について、「投資家の確信」～

Jetro は外国企業への英語での情報提供をタイ政府に要請

昨年の壊滅的な洪水被害を受けた中にいたにもかかわらず、タイが投資家の信頼を確実に得るために、水を効率的に管理し、今年の深刻な洪水被害を防ぐことができるようになることを日本人投資家達は期待している。

日本貿易振興機構(JETRO)バンコク事務所長の井内摂男はタイ政府が来年後ずっと、今年の洪水を防ぐための計画を継続することを期待していると、「タイネーション」紙の独占インタビューで答えた。

「我々は【洪水】予防は何年も時間がかかるだろうと思う。」と井内氏は答えた。

JETRO によると、タイの日系保険会社は、昨年の洪水危機により総額約 2000 億バーツの損失を推測する。しかしながら、実際の損失額は、再保険金額を含めて 4000 億バーツ以上である。

タイにおける外国人投資家の最大グループとして、日本人投資家グループもまた政府が洪水や想定外の状況について、企業がそのような問題を処理するための準備が出来るように英語での正確且つ適宜な情報を提供することを期待する。

「タイ政府は外国人ビジネスマンに英語で正確な情報を提供する必要がある。

それによって、日本人投資家だけではなく、他の外国人投資家も正確な情報を持ち、洪水防御策の実施を監視することが出来るようになる」と、井内氏は語った。

同氏は仮に今年重大な洪水が起こったら、それは小規模の投資家の信頼に影響を及ぼす、と指摘した。タイ市場から引きあげる投資家あり得る。

すなわち、昨年の災害の繰り返しを避けるために、タイ国内に移転することでなおもタイ国内に居る企業もあるし、また、他の ASEAN 諸国に移転する企業もある。

たとえそうであっても、タイはまだ日本産業にとっての主要な工場向けの ASEAN 地域の中の主要な国であると考えられている。同時に、他のメコン川地域は日本企業のサテライト工場として機能するであろう。と、井内氏は指摘した。

日本人投資家がタイの洪水からのリスクを軽減するために、ASEAN 諸国を見ると、英語を話せる労働者人口が増加しているフィリピン、巨大な国内市場としてのインドネシア、成長しつつあるミャンマーを含む国々がある。タイは今でも最も魅力的な国の一つで、ASEANにおける日本人投資家にとって最大の拠点のひとつである。しかしながら、タイは、拡大する投資をサポートするために、競争力、特に人材育成開発の点において、改善し続ける必要がある。彼は付け加えた。

加えて、ユーロ圏経済危機からの影響に伴い、タイと ASEAN 諸国は、東アジアの経済成長を確実にする ASEAN プラス協定のもとで経済統合を強化すべきである。

同氏は、タイは人材や教育開発に焦点を当てることによって、ASEAN の中心として成長し続けることが出来るだろう、と語った。

(2012 年 9 月 24 日、タイネーション)

～アセアン、日本は10年の協力戦略を綿密に立てる～

アセアンと日本は、中小企業、食物と農業の振興、鉄鋼業の発展、及び物流連携の創設に重点を置くことにより経済成長を引き起こす戦略的な計画を立案した。

アセアンと日本が次の 10 年で経済協力を強化する計画を最近提示した。と通商交渉局局長である Srirat Rastapana 氏は言った。そして、それはグローバル経済での不確実性の中で成長を確実にすることを目的とするものである。

アセアンと日本の間の戦略的経済協力ロードマップ 2012-2022 の下で、この 10 年計画は、SME を振興させることに注力することによって、アセアンと日本の間で商品の取引の量と額を増やすことを目的とする予定である。それは、商品、サービスと投資の貿易において、協力を促進させることを意味する。アセアンと日本は、SME、科学技術、エネルギーとエネルギー備蓄、農業と食品安全、物流と輸送、通信、教育と人材育成、観光と環境保護に関しても協力を強める予定だ。アセアン国の間で発展の差異を減らすことを助け、地域での居住の質を改善することを、日本は約束した。アセアンと日本の経済大臣によって今月中に署名し、この計画はまとめられる。

タイが観光の振興と同様に、農業とコミュニティ産品の開発のために活動を強化する計画も提案したと、Srirat は付け加えた。タイ政府によると、アセアンと日本の間の貿易取引は、2479 億 7000 万米ドル(7 兆 8000 億バーツ)に達した。このうち、輸入が 1231 億 7000 万ドルで、他方アセアンからの輸出は 1248 億ドルに達した。

アセアンと日本との間の商品貿易のおよそ 3.6 パーセントは、自由貿易協定の枠組みの中で行われた。

(2012 年 8 月 4 日、タイネーション)